

○文部科学省告示第四百四十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年十二月二十四日

文部科学大臣 萩生田 光一

眠り	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
令和二年十二月十五日	指定をした日
令和二年十二月十四日から令和四年十月十一日まで	指定の有効期間
公益財団法人ポラ美術館長 木島 俊介 ポラ美術館 下郡箱根町仙石原小塚山一二八五 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原小塚山一二八五	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ポラ美術館 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原小塚山一二八五 令和二年十一月十四日から令和四年九月三十日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間